

● 人吉市立地適正化計画に基づく届け出制度について ●

市では、人口減少社会を前提に、持続可能なまちづくりを目指し「人吉市立地適正化計画」の策定を進めています。

計画の策定、公表後には、都市再生特別措置法の規定に基づく届け出制度が始まることから、計画についてご理解をいただくとともに、届け出制度を円滑に運用するため、計画の公表に先立ちお知らせします。

制度運用開始日

3月29日（予定）

届け出の時期

開発行為に着手する30日前までに必要。内容を変更する場合も、変更の行為に着手する30日前までに届け出が必要。

届け出の対象となる行為

（1）居住誘導区域外での一定規模以上の開発・建築など

【開発行為】	【建築などの行為】
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000平方メートル以上のもの	②建築物を改修し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

（2）都市機能誘導区域外での都市機能誘導施設の開発・建築など

【開発行為】	【建築などの行為】
都市機能誘導施設のある建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合	①都市機能誘導施設のある建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改修し、都市機能誘導施設のある建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設のある建築物とする場合

（3）都市機能誘導区域内での都市機能誘導施設の休止・廃止

問合せ 市都市計画課計画公園係（☎22-2111 内線2214）

従業員が一定数以上の規模の事業主には、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があります。今後、段階的に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も広がります。障害のある人が1人でも多く働く場が得

ご存じですか？
障害者雇用制度

申請様式など詳しくは人吉球磨広域行政組合のホームページをご覧ください。

提出先 人吉球磨広域行政組合総務課総務係（〒868-0085人吉市中神町字城本1348番地1）

提出方法 原則郵送だけ

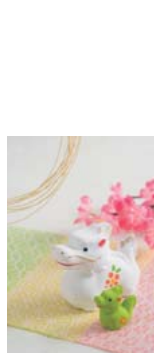
提出期限 2月2日（金）※当日消印有効

提出先 人吉球磨広域行政組合総務課総務係（〒868-0085人吉市中神町字城本1348番地1）

提出先 人吉球磨広域行政組合総務課総務係（〒868-0085人吉市中神町字城本1348番地1）

提出先 人吉球磨広域行政組合総務課総務係（〒868-0085人吉市中神町字城本1348番地1）

提出先 人吉球磨広域行政組合総務課総務係（〒868-0085人吉市中神町字城本1348番地1）



参加費 1人100円

問合せ Dカフェ青い鳥（☎22-3493）

期日 2月14日（水）

時間 午前11時～午後2時

場所 二条橋いこいの家（上青井町181番地）

参加費 1人100円

問合せ Dカフェ青い鳥（☎22-3493）

期日 2月14日（水）

時間 午前11時～午後2時

場所 二条橋いこいの家（上青井町181番地）

参加費 1人100円

問合せ Dカフェ青い鳥（☎22-3493）

Dカフェ青い鳥
2月の案内

期日 2月14日（水）

時間 午前11時～午後2時

場所 二条橋いこいの家（上青井町181番地）

参加費 1人100円

問合せ Dカフェ青い鳥（☎22-3493）

1月支払い分（令和5年11月～12月分）の児童扶養手当（父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活と自立を助ける手当）は、1月11日（木）に指定の金融機関の口座に振り込みます。現況届を提出していない人などは、支払いができません。

児童扶養手当
1月支払い分を振り込みます

至急手続きをしてください。
問合せ 市福祉課児童福祉係

スポーツ安全保険に
加入しましょう

対象者 スポーツ、文化、ボランティア、地域活動を行う4人以上の団体
掛け金 中学生以下 年間800円、高校生以上 活動内容で変動
申込・問合せ 公益財団法人スポーツ安全協会（固定電話からは☎0570-087109、携帯電話からは☎03-5510-0033）

④個人でできない対策
対策の順番を守りながら、地域ぐるみで対策を進めることが重要です。野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりに取り組みましょう。

問合せ 市農林整備課林務係



詳しくはこちら



詳しくはこちら

旅券をオンラインで申請するときは クレジットカードで手数料が支払えます

旅券（パスポート）を窓口（紙）で申請するときにかかる手数料は収入印紙と収入証紙で納めますが、オンラインで申請するときは、手数料をクレジットカードで支払えます。

オンライン申請の対象

- 有効期限が1年未満の切替申請
- 査証欄の余白がなくなった場合の申請

※パスポートの新規申請や記載事項変更申請はできません。

旅券申請に必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナポータルアプリ対応のスマートフォン
- 有効期間内のパスポート（切替申請の場合）

手数料のオンライン納付に必要なもの

- クレジットカード

※オンライン審査終了後にマイナポータルに通知される納付専用サイトのURLからクレジットカード情報を入力する必要があります。

詳しくは、市市民課窓口でお尋ねになるか
県のホームページをご覧ください。

問合せ 市市民課市民係（☎22-2111 内線1003）

鳥獣被害対策の基本は
えづけをやめること

県では野生鳥獣による農作物被害が毎年約5億円分発生しています。被害の原因は人間による「えづけ」だといわれています。人間が無意識に収穫残さ※や生ごみなどを放置して「エサ場」として学習させることを「えづけ」といいます。鳥獣被害対策の基本は「えづけ」をやめることで、県では「えづけSTOP!対策」策」として推進しています。※野菜の収穫後に残った茎や葉、つる、根などのこと。

令和5年7月31日時点で本市の住民基本台帳に登録されている人を対象に、10月から配布している「ひとよし地域応援クーポン券」の使用期限が迫っています。まだ使っていないクーポン券を持っている人は忘れずにご使用ください。

地域応援クーポン券の
使用期限は1月末まで